

令和 5 年 3 月 31 日
金 融 庁

無登録で暗号資産交換業を行う者について (Bitget Limited)

無登録で暗号資産交換業を行う者について、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 16. 暗号資産交換業者関係Ⅲ-1-6 (2) ②に基づき、本日、警告を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

- ・ 業 者 名 等 : Bitget Limited
代表者 不明
- ・ 所 在 地 : シンガポール共和国
- ・ 内 容 等 : インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの
- ・ 備 考 : インターネット上で暗号資産取引を行っている「Bitget」を運営している。

※ 上記は、インターネット上の情報に基づいて記載しており、「業者名等」「所在地」は、現時点のものでない可能性があります。

連絡・問い合わせ先
金融庁 総合政策局
フィンテックモニタリング室
TEL 03-3506-6000 (代表)